

摂津市居住支援協議会（居住支援ネットワーク会議）規約（案）

（設置）

第1条 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（住宅セーフティネット法）（平成19年法律第112号。以下「法」という。）第51条第1項の規定により、摂津市居住支援協議会（居住支援ネットワーク会議）（以下「協議会」という。）を設置する。

（目的）

第2条 協議会は、法第2条第1項に規定する住宅確保要配慮者（以下「住宅確保要配慮者」という。）の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に関し必要な措置について協議することにより、摂津市における福祉の向上と豊かで住みやすい地域づくりに寄与することを目的とする。

（事業）

第3条 協議会は、次に掲げる事業を行う。

- （1） 住宅確保要配慮者又は民間賃貸住宅の賃貸人に対する情報の提供等に関すること。
- （2） 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進及び居住の安定方策に関すること。
- （3） 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に係る啓発活動その他の住宅市場の環境整備に関すること。
- （4） 前三号に掲げるもののほか目的達成のために必要な事業に関すること。

（構成員）

第4条 協議会の構成員は、別表に掲げる団体等を代表する者をもって組織する。

（事務局）

第5条 協議会の運営に関する庶務を行うため、社会福祉法人桃林会とりかい白鷺園に事務局を置く。

- 2 事務局に事務局長1名を置き、事務局長は社会福祉法人桃林会とりかい白鷺園総合施設長とする。

（役員）

第6条 本会に次の役員を置く。

- （1） 会長 1名

- (2) 副会長 1名
- (3) 監事 1名
- 2 会長は、摂津市社会福祉協議会会長とする。
- 3 副会長は、摂津市保健福祉部長とする。
- 4 監事は、摂津市保健福祉部高齢介護課長とする。

(役員の職務)

第7条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理して行う。
- 3 監事は、本会の会計の監査を行う。

(総会)

第8条 協議会の会議（以下「総会」という。）は、毎年1回、開催する。

- 2 総会の議長は、会長又はその職務を代理する者が務めるものとする。
- 3 総会は、構成員の過半数の出席により成立し、総会の議事は、出席者の過半数によって決する。
- 4 総会に出席できない構成員は、その権限の行使を他の構成員に委任することができる。この場合において、受任者の特定がないときは議長に委任したものとみなす。
- 5 会長は、やむを得ない場合は、構成員に議案の概要を記載した書面又は電磁的記録を送付し、賛否を問い、総会の議決があったものとみなす。

(経費)

第9条 本会の経費は、補助金、交付金、寄付金その他の収入をもって当てる。

(会計年度)

第10条 本会の会計年度は、毎年4月1日から、翌年3月31日までとする。

(会計及び資産帳簿の整備)

第11条 本会は、会の収入、支出及び資産を明らかにするため、会計及び資産に関する帳簿を整備する。

- 2 構成員が帳簿の閲覧を請求したときは、正当な理由がない限り、帳簿を閲覧させなければならない。

(会計報告)

第12条 事務局長は、会計年度終了後に、構成員に書面又は電磁的記録を送付し、会計報告を行う。

(監査報告)

第13条 監事は、会計年度終了後に会計監査を行い、総会において監査報告を行う。

(秘密の保持)

第14条 構成員は、職務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。

(雑則)

第15条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、総会において定める。

附 則

この規約は、令和4年3月1日から施行する。

別表（第4条関係）

区 分	構 成 員
賃貸住宅事業者	相互不動産（株） 和田産業（株）
居住支援団体 （居住支援法人）	社会福祉法人 桃林会 とりかい白鷺園
福祉関係団体	社会福祉法人 摂津市社会福祉協議会 摂津市地域包括支援センター
摂津市関係課	保健福祉部保健福祉課 保健福祉部生活支援課 保健福祉部障害福祉課 保健福祉部高齢介護課 総務部資産活用課 建設部建築課

オブザーバー

大阪人間科学大学社会福祉学科 石川 久仁子